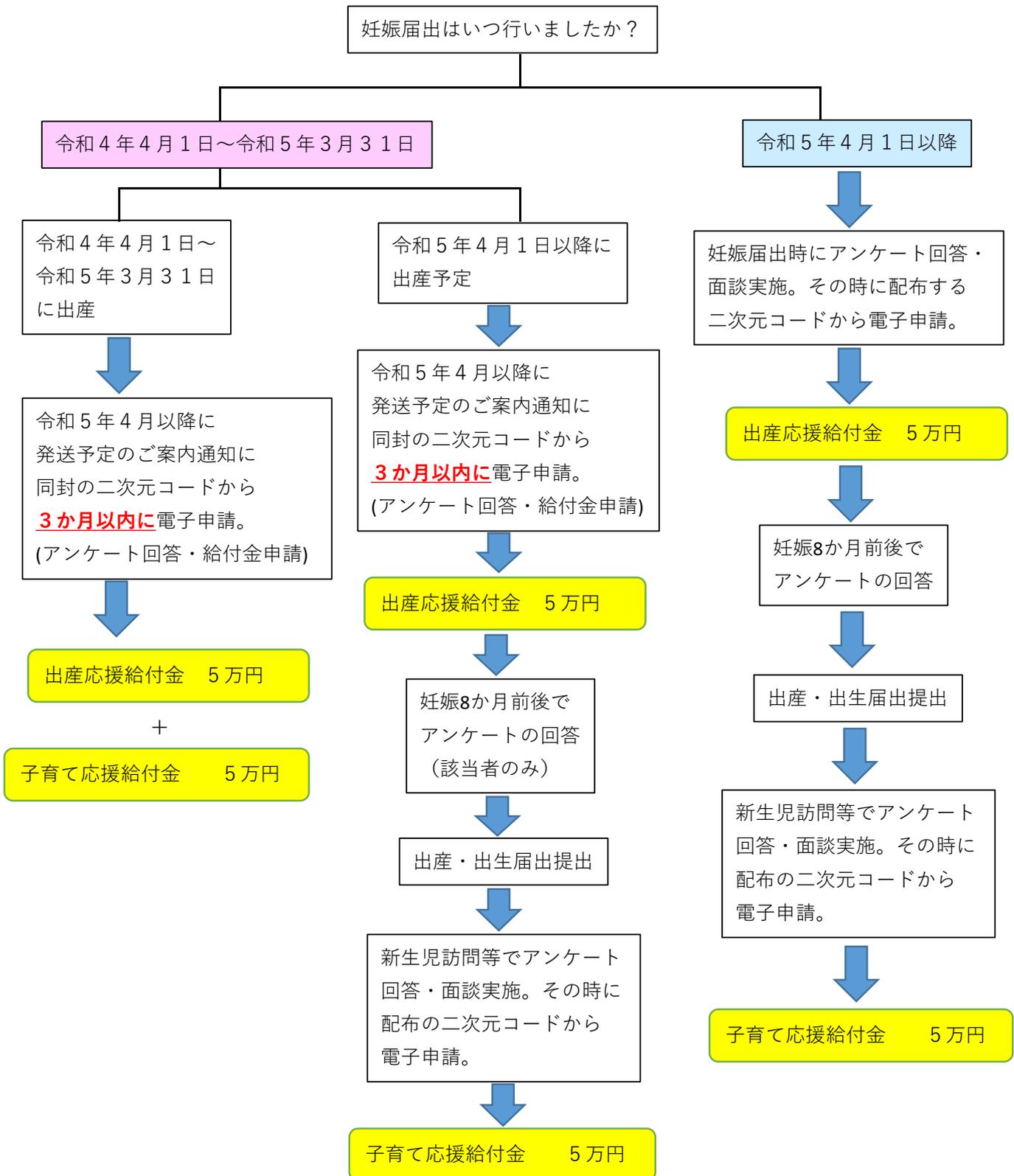


申請～給付までの流れ



※令和4年4月1日以降に妊娠届出を行い、その後転出された方は転出先の市町村へお問い合わせください。

※下記の方は、保健センターまでお問い合わせください。

- ・妊娠届出後、流産・死産された方（出産応援給付金の対象）
- ・出生届出後、お子さんを亡くされた方（子育て応援給付金の対象）